

創意工夫の評価について

【営繕系工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・プラント工事）】

工事成績採点表の中に「創意工夫」の項目があります。この評価の標準的考え方を示します。

◎創意工夫における評価の考え方

- 1 当該工事独自の意義のある自主的な提案であること。
- 2 提案内容は、工事中において常に実行されていること。
- 3 会社全体としての取組みや他の工事に類似するものであっても、当該工事において効果的、特筆すべき便益が確認されれば評価する。
- 4 施工計画書、又は施工協議簿等により事前に提出されたもの
- 5 事後提出資料で実施内容が適切に説明されていること。かつ、工夫・効果内容が確認できる場合に評価する。

◎一般的に評価対象にならないと判断される創意工夫

- 1 関係諸法令に規定されている事項。
- 2 他の関係機関との打合せによる事項、及び許可条件等の事項。
- 3 契約図書・施工管理基準・仕様書等に記載されている内容。
- 4 設計図書に含まれている内容、及び設計変更による事項。
- 5 施工計画書等に記載のないもの、又は事前に資料等が提出されていないもの。
- 6 一般常識的な内容（社会通念上、一般的と考えられる内容）。

◎創意工夫の目的から逸脱し該当しないもの

- 1 社会性等(地域貢献)の項目で評価すべき内容のもの。
- 2 共通仮設費、現場管理費、一般管理費に含まれている内容のもの。
- 3 イメージアップ経費として計上してあるものや、イメージアップとして計上すべきもの。
- 4 設計変更で対応すべきものであるにも関わらずサービス工事で行った内容のもの。